

令和5年第7回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年12月1日（金）午前9時54分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 嶋田 仁
- 5 事務局 書記長 工藤 一嗣
書記 石井 忍、宮田 孝志郎、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第47号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第48号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第21号 登録の移替えをした者について
 - 報告第22号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第23号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 協議第6号 投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）
 - 協議第7号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 協議第8号 三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の一部改正について
 - 議案第49号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について

午前9時54分

工藤書記長 それでは令和5年第7回三種町選挙管理委員会を開会いたします。本日委員長は欠席となります。選挙管理委員会規程に基づき、委員長代理はあらかじめ田村委員が務めると決まっておりますので、今回の進行は田村委員にお願いしたいと思います。

 それでは早速ですが、田村委員からご挨拶をいただきまして、その後の議事の進行もよろしくお願いします。

田村委員 おはようございます。急に寒くなると体の方もつらくなってきました。あと1ヶ月で今年も終わりますが、皆さんも新型コロナや、最近流行しているインフルエンザにはかからないようお気を付け

下さい。今日は委員長の代わりに私が進行しますが、初めてですので、皆さんの協力を得ながら最後まで務めたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の議事録署名委員は、加賀谷委員と飯塚委員にお願いいたします。

それでは、議案第４７号「選挙人名簿に登録することについて」から、説明をお願いします。

宮田書記

はい。議案第４７号ですが、１２月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の９月定時登録の後、１８歳に達した者及び転入から３箇月を経過した１８歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は１と２に記載しています。

１の新有権者登録は、平成１７年９月３日から平成１７年１２月２日までに生まれた方が対象で、人数は、男１１人、女９人、計２０人です。

２の転入登録は、令和５年６月２日から令和５年９月１日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男２３人、女１９人、計４２人です。

よって、１２月定時登録における登録者総数は、男３４人、女２８人、合計６２人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は１頁に、転入登録については２～３頁に記載しております。

説明は以上です。

田村委員

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

（各委員、暫時資料を確認）

（「特にありません。」の声有り。）

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第４７号は原案どおり決定します。

次に、議案第４８号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第４８号は、１２月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

 前回の９月定時抹消の後に亡くなった方及び転出から４箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は１と２に記載しております。

 １の死亡抹消者は、死亡の届出が令和５年９月１日から令和５年１１月３０日までの方が対象で、人数は、男５０人、女４１人、計９１人です。

 ２の転出抹消者は、令和５年５月１日から令和５年７月３１日までに町から転出した方が対象で、人数は、男２３人、女３０人、計５３人です。

 よって、１２月定時登録における抹消者総数は、男７３人、女７１人、合計１４４人となります。

 対象者については、死亡抹消は別冊名簿の４～６頁、転出抹消は７～８頁に記載しております。

 説明は以上です。

田村委員 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

 （各委員、暫時資料を確認）

 （「特にありません。」の声有り。）

田村委員 はい。ご意見等無いようですので、議案第４８号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

 （「はい。」の声有り。）

 続きまして、報告第２１号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第２１号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

 下岩川財産区選挙の関係で８月８日から９月３日まで移替えを延期しましたので、前回の定時登録では、８月７日までの町内転居に係る移替えを報告しております。ですので今回の報告の対象

は、8月8日から11月30日までに町内転居された方です。人数は、男15人、女29人、計44人です。

対象者については、別冊名簿の9～11頁に掲載しております。報告は以上です。

田村委員 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（各委員、暫時資料を確認）

（「ありません。」の声有り。）

はい。特に無いようですので、報告第21号は以上といたします。

続きまして、報告第22号と報告第23号は、関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第22号は有権者の50分の1の数を、報告第23号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案4頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の登録者に新規登録62人を加え、抹消144人を引いた13,288人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、5頁に記載のとおり266となり、3で除した数は、6頁に記載のとおり4,430となります。

報告は以上です。

田村委員 はい。報告第22号、第23号について、よろしいでしょうか。（「はい。」の声有り。）

そうすれば、報告第22号、第23号については、以上といたします。

続きまして、協議第6号「投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）」、事務局より説明をお願いします。

石井書記 協議第6号について説明いたします。

投票区等の運営方針につきましては、3月の選挙管理委員会で素案を決定していただき、現在の21投票区を第1次再編計画で14投票区、将来構想として10投票区に再編することとし、併せて再編に伴う有権者の負担軽減と投票環境の整備を行うとして廃止となる投票所への移動期日前投票所の設置、巡回バス・ふれあいバスの無料化、投票当日どなたでも投票できる共通投票所の設置を行うこととしております。

住民への説明につきましては、5月に議会議員への説明を行い、6月には自治会長会議において、素案の説明を行っております。素案に対して反対する意見はございませんでした。また7月にはパブリックコメントを募集し、1件の応募がありました。意見の内容については資料17ページに記載しておりますので、御覧頂きたいと思います。

（以下意見・提言等と選挙管理委員会の考え方を説明）

この内容については町のホームページで公表し、周知したいと思います。

次のページに、投票区再編と併せて行う投票環境の整備について、その概要をまとめております。まず上の表は移動期日前投票所の設置方法等になります。廃止となる7投票所を琴丘・山本・八竜地区に分かれ3班で巡回して投票事務を行いたいと考えております。1投票所の開設時間は2時間としております。

続きまして下段の共通投票所の設置についてです。こちらは選挙の当日、指定された投票所にかかわらず、どなたでも投票できる共通投票所となります。表の3箇所を共通投票所としたいと考えております。こちらの3箇所は指定投票所との併設となります。

二重投票の対策ですが、入場券を持参しない方について選管で共通投票所と指定投票所に投票有無を確認することとしたいと思います。

また、これまで委員巡回時に各投票所に届けていた不在者投票について、共通投票所の設置により当該投票所で全て処理できることとなりますので、事務効率や安全性の観点から、共通投票所設置後は鶴川地区館で全て処理したいと考えております。これまでは午後の巡回時に各投票所へ不在者投票を持って行っていただいたわけですが、今後は共通投票所が全町分の選挙人名簿を持っ

ていることになりますので、そこで全て処理できるということになります。1箇所処理した方が事務効率も良いですし、安全面からはこちらの方が良いのではないかと考えております。

続きましてふれあいバス・巡回バスの無料化です。平日の1日フリー乗車券300円を無料とします。右のページが選挙時に発送する入場券のイメージになります。このようにレイアウトを変更しまして、乗車時にこの入場券を運転手さんに見せて確認いただき、無料にするという流れで実施したいと考えております。

また入場券の表面には共通投票所について記載し、裏面には移動期日前投票所の開設時間等を記載しております。このようにレイアウトを変更する形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

田村委員 ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

田村委員 移動期日前投票所を開設する地域の住民には何か周知をしますか。

石井書記 その地域に特定して何かする事は考えていませんが、入場券発送の際に、案内チラシと一緒に全有権者へお配りしたいと思っています。そのチラシで移動期日前投票所と共通投票所、バス無料化について周知したいと思っています。

飯塚委員 そんなにある事では無いと思うが、二重投票の確認で事務的に大変になるのでは。これまでの選挙で入場券を持って来なかった件数等は把握しているか。

石井書記 過去の件数はまだ確認していません。これまでは入場券を持って来ない人はそれほどいませんでしたが、共通投票所ができることによって増える可能性はあります。共通投票所に入場券を持たない人が来た時の対応として、今の所はその人の本来の投票所と、他2箇所の共通投票所、計3箇所に電話で確認することを想定していますが、もしそのような人が100人、200人規模で増えてしまうと事務の支障になる事も考えられるので、今後実施した

後に検証し、改善の必要があれば、ネットワークを構築してパソコンで確認できる環境を整備する等、状況を見ながら検討していきたいと思います。

飯塚委員 その場合は現在の期日前投票所と同じようにするという事ですね。

田村委員 特に高齢者は入場券なしで投票した後に、家で入場券を見つけてまた投票に来てしまうこともあるかもしれない。

（他は特に意見無し。）

では協議第6号については、原案どおり決定します。

続きまして、協議第7号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、説明をお願いします。

石井書記 協議第7号について説明いたします。

（以下議案により説明）

この金額につきましては、指定投票所の管理者・立会人と同額です。今回想定している共通投票所は指定投票所に併設する形ですので、実際には支給される事はありませんが、規則上定めなければいけないという事で、今回改正したいと思います。

田村委員 ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

確認ですが、この報酬は午後5時以降は別に手当等あるのでしょうか。

石井書記 これは1日の金額となります。時間の長い短いに関わらず一律です。

（他は「異議無し。」の声あり。）

田村委員 では協議第7号については、原案どおり決定します。

続きまして、協議第8号「三種町特別職の職員で非常勤のもののうち投票管理者等の報酬額の特例に関する規則の一部改正について」、説明をお願いします。

石井書記 協議第8号について説明いたします。
 (以下議案により説明)

今回の改正により、移動期日前投票所は3班で巡回する訳ですが、山本・八竜は日額、琴丘地区は1箇所しか巡回しないということで6時間未満の1/2の金額になります。

田村委員 ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。
 (「異議無し。」の声あり。)
では協議第8号については、原案どおり決定します。
続きまして、議案第49号「三種町公職選挙執行規程の一部改正について」、説明をお願いします。

石井書記 議案第49号について説明いたします。
 (以下議案により説明)

田村委員 ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。
行政区域の中に（一部）という地区がありますが。

石井書記 今まで同じ区域の住民で異なる投票区を指定されている場合があり、この区分けは改正後も変わりありません。

飯塚委員 この改正はいつ告示しますか。

石井書記 本日決定いただければ速やかに告示し、施行は1月1日からとなります。

飯塚委員 内容は広報等に掲載しますか。

石井書記 町のホームページに掲載する予定です。

加賀谷委員　高齢者は紙の方がしっかり見ると思う。パソコンやスマホは使えないのでホームページを見るのは難しい。広報等に掲載する予定はありますか。

工藤書記長　まだ選挙の予定はありませんが、今後選挙の執行が見込まれる場合には、再編内容について広報に掲載すべきと考えております。

石井書記　すでに説明したように入場券発送の際、同時にチラシを送って周知しますが、その前に広報等でも今回の選挙からこのように変わりますよという事で周知を図りたいと思います。

（他は特に意見無し。）

田村委員　では議案第４９号については、原案どおり決定します。
最後に、「４その他」ですが、先に事務局の方から何かありますか。

宮田書記　はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。
（以下、資料に基づき説明）
今後の日程につきましては、以上でございます。

田村委員　委員の皆さんから、何かございませんか。
（「ありません。」の声あり。）
特に無いようですので、これで第７回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前 10 時 50 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長職務代理者 _____

署名委員 _____

署名委員 _____